

令和元年度 第1回 亀山市立図書館運営委員会 会議録

日 時 令和元年8月2日（金）午前10時開会

場 所 亀山市立図書館 ミーティングルーム

出席者 教育長 服部 裕
図書館運営委員長 櫻井 賢哉
図書館運営委員 渡部 朱美
図書館運営委員 田中 愛子
図書館運営委員 川口 恭子
図書館運営委員 中川 清裕

事務局 亀山市教育委員会
参事兼生涯学習課長 亀山 隆
図書館 館長 井上 香代子
図書館 主任主査 服部 由美

■開会

【事務局】 第1回亀山市立図書館運営委員会を開催。配布資料の確認を行う。

1. 委員の委嘱

【教育長】 各委員へ委嘱状の交付

2. あいさつ

【教育長】 教育長あいさつ
(教育長、退席)

3. 委員長・副委員長の選任

議長・副議長についてそれぞれ次の委員を選任した。

委員長 櫻井 賢哉

副委員長 田中 愛子

【委員長】 ご期待には応えられないかもしれませんが、みなさんの忌憚ないご意見でこの市立図書館のますますの発展に寄与していきたいという風に考えています。どうぞよろしくお願いします。

4. 報告事項

(1) 新図書館整備事業の進捗状況について

【事務局】 事務局より報告

(2) 平成30年度の図書館利用状況と令和元年度活動予定について

【事務局】 昨年度の入館者数、貸出人数・冊数等の利用状況を報告。加えて、図書館での活動および関連団体の協力を受けて開催しているイベント等について報告。

【事務局】 執行計画について、次の二点を補足。
二宮金次郎像の移転工事について、9月中には工事が完了できる予定である。
蔵書計画の作成について、本来であればこちらの委員会にてご検討いただく予定であったが、しっかりした内容でご確認いただける状態のものが完成していないため、ご提示できないことをお詫びする。

【田中委員】 図書館情報システム更新は、もともとNECであったのか。

【事務局】 現行は富士通で、NECに変更となる。

【田中委員】 県立図書館はどうか。変更等はあるのか。

【中川委員】 富士通のシステムを使っている。しばらく変更はないと思う。過去にはNECのシステムを使用していた時もあった。

(3) 図書館情報システムの更新について

【事務局】 更新の経緯や導入システムによる利便性の向上等を説明。

【委員長】 返却日を知らせるメール配信はよいと思う。今は書面を出してもなかなか見てもらえない。スマホをみんな持っているから、メールを必ずチェックする。これはこれで課題もあるだろうけれど、一番手っ取り早い方法かもしれない。

【田中委員】 昔はすべて手書きだった。返却してもらえない人に対する永遠のテーマである。

【委員長】 業務的にも時代に合った対応をしていかなければならない。

【委員長】 図書館の中だけではなかなか進めにくいところもあるだろうが、幅広い議論の中で業務を続けていただき、その結果等については、本委員会で報告いただきたい。

5. 協議事項

(1) 平成30年度子ども読書活動推進計画の進捗状況について

【事務局】 評価における目標値およびそれに対する亀山市立図書館含めた各部署の達成度の現状を報告。加えて、目標値達成に向けた新たな取り組みについても併せて報告。

【川口委員】 ファミリー読書リレーはとても有効な取り組みだと思っている。7～8年になるが市立保育園には広がっていると思うが、私立の保育園での取り組みはどうか。

【事務局】 私立保育園でも参加している園はある。

【川口委員】 園の事情もあるので、協力してもらえる園にはということになるが、私立から来る子も同じように1年生として入学してきた時に、カバーしてもらえるように要望していつてもらいたい。近隣ではなかなかされていない亀山市独自のよい取り組みだと思う。あと、本もかばんもぼろぼろで学校でも修理をしているが、新たな予算もつかないし、本の更新もなかなかない。この取り組みで学校での読書量も増えるし、家読という家庭での読書活動にもなる。今の子は、読み聞かせをしてもらっている子と全然本に触れないで学校にあがってくる子と二極化している。経済的な支えにもなると思うので、ぜひ広げてもらったらと思う。

【事務局】 保育園長会・幼稚園長会に出向かせてもらい、読書活動について様々な観点からPRをさせてもらっている。私どもだけでなく、担当部署としてもさらに理解を深めていただき、取り組みをお願いする。

【委員長】 サマーキャンプの朝読は30年度からか。

【事務局】 継続的に行っている。サマーキャンプは今年で10年目を迎えたが、「亀山っ子」市民宣言にある、運動や読書に親しむ子という願いに基づいて取り組みを行っている。

1日の活動の前に30分から40分だが、ラジオ体操が終わって朝食をとる前に心静かに本を読みましようという時間をサマーキャンプは4日間の日程であるが、初日以外の3日間毎日設けている。マンガの本はダメという前提のもと、自分たちの好きな本を読むということを行っている。子どもたちにとって、テレビやゲーム機のない環境の中で行っており、また椅子に座って読もうという指導もしているので、落ち着いてしっかり読んでもらう時間が取れると思っている。

【委員長】 今後ともぜひ続けていつてもらいたい。三重県の全国学力テストが全国平均以上になったということも、こういった環境のボトムアップによる部分があると思う。地道な取り組みが必要であり、

その底辺を支える一つが読書活動であることは間違いないと思う。

(2) 図書館情報システム更新に伴う臨時休館について

【事務局】 図書館情報システム更新に伴い、館内端末類の設置、システム更新作業等を行う必要があることから臨時休館を設けることを事務局より説明。

【中川委員】 スタッフの操作研修等はどうなっているのか。28日からの臨時休館の間に行うのか。

【事務局】 操作研修については、実機でのテスト環境にて9月中旬に実施予定である。

【中川委員】 メーカーが変わるので、図書館職員も細かいところで戸惑うことがあると思う。データについても、事前にテストをしているので大丈夫だとは思いますが、同じメーカーの後継システムを更新するものではないので、何らかの問題が生じる可能性がある。念には念を入れたほうがよいと思う。言葉の使い方が違っていると、メーカーによってできることできないことがあるので、今まではできたことができないといったことが出てくるかもしれない。ある程度覚悟しておいたほうがよい。

【事務局】 同じように他市が富士通からNECに変更されている事例があるので、事前に内容等を確認し、対策をしておく必要があると思っている。

【川口委員】 学校図書館は、蔵書数も利用者数も14校を足したら市立図書館を上回っているところで、常駐の司書がない。普段は日替わりで子どもが作業している。そういうことを考えると10月の1週目は常駐して日替わりで図書館も学校も対応してもらうくらい必要ではないかと思う。メーカーが変わることで学校司書も不安に感じていると思う。環境を作った研修もよいが、入ってからしばらくしてのメンテナンスを考えてもらえないか。どうしても市立図書館が中心となってしまうが、図書館が休館中も学校図書館は休館しないので、現場もかなり心配している。図書館からも助けてもらうなど、連携をうまく取れたらと思っている。

【委員長】 学校図書館の状況も要望しておいてください。

(3) 亀山市立図書館の未返却者に対する対応基準（案）について

【事務局】 現行の対応と職員が統一した対応を行うため基準の明確化を図るとともに、訪問督促のあり方を検討していること、返さない利用者への利用制限を含めた対応についても検討していることについて説明

- 【委員長】 県立図書館は同じような状況か。
- 【中川委員】 もう少し数が多いと思うが、戸別訪問はあまりにもエリアが広すぎてやっていない。
これを見ると3年間返却されないものは除籍対象となると思うが、その期間が長いか短いかという判断になると思う。県立では外部の方から、3年では短い、3年逃げられたら果たしてそれでよいのかという意見をもらったので、市民感覚としてそれは短いと感じられる方もあるのかもしれない。
3年の間にだいたいどれくらいの回数の督促を行ったがそれでも返されないのというように、具体的な数字を根拠として持っておいたほうがよいと思った。例えば、月1回の郵送督促処理をした場合、年12回×3年ということになるので、30回以上になると説明ができれば、それくらいならしょうがないと言ってもらえる可能性がある。3年の間にこれくらいの回数は督促対応を行っているということを確認しておいたほうがよい。3年の間に他の業務等で手間がかかり、カウントしてみたら最後は年に1回くらいしかできなかったとなると、それは3年ではどうかという議論になりかねない。手間が増えすぎて首を絞めてしまうとよくないのはわかるが、そのあたりの心づもりをされたほうがよいと思う。
- 【田中委員】 延滞している人が他の本を借りにくるということはないのか。
- 【事務局】 そういう場合は、延滞している本を返してもらってからということになる。
- 【中川委員】 利用制限という話があったが、新たに借りに来るということはずなないと思う。借りっぱなしになっていて、その本を返すか返さないかだと思う。その本をいかに回収するかというだけで、いかに新しく利用させないとしたとしても図書館には来ないと思う。新たに制限を設けてリクエストをさせないとか、新たに本を借りさせないというのは効果があるのか、個人的にはあまり効果がないと思う。
- 【事務局】 いかに返してもらえるかということだと思う。どれが貴重でどれがそうでないかということではないが、本を持っているということが大事である。
- 【中川委員】 県と市とでは違いがあると思うので、一概には言えないと思うが、県の場合は一度借りに来て、持ったまま2度と来ない。そういった人が結構いた。そういう想定をされて、どういう風に攻めるかということになると思う。
- 【田中委員】 大切な本であれば、すぐ補充されるのか。
- 【中川委員】 返ってくるかもしれないとなれば、すぐに2冊3冊とは買えない。

3 か月経ったら返ってくるかもしれないというものだとする、5,000円も6,000円もする本を買えない。

【田中委員】

予約がどんどん溜まってきた場合はどうするのか。

【中川委員】

予約が入ったものについては、対応を考えることになる。徹底的に電話をかけるとか個別に訪問するとか手を打つと思う。あまり予約が入らないような本が多い。

【委員長】

マニアックな本が多いのか。

【中川委員】

そうです。学生が多かったりするので、卒業して県外へ出てしまい連絡がつかないとかいうことがある。

【川口委員】

1年以上返さないような人は何人くらいいるのか。

【事務局】

数件です。

【田中委員】

そんなに少ないのか。

【事務局】

訪問するのに現住所地が変わっている場合、図書館情報システムと住民基本台帳とは連動していないので、そこまで追いかけるかどうかということがある。一つの方法として、住民基本台帳の閲覧ということで目的外使用の申請を行い、許可を得られたらそれを追いかけていくという方法であるが、どこまで手続きをするか検討が必要である。

【中川委員】

県外に出た場合、それを追いかけていくのか。

【事務局】

手紙で追いかけるという形です。

【委員長】

失くしたら普通は弁償しようとする。

【事務局】

2年くらい前には何ケースもあったが、訪問に行くようになってかなり回収され、今残っているのは転居や留守などで会えない方である。

【田中委員】

自宅まで来られたら、迫力がある。

【川口委員】

除籍までに1回くらいは行ってもらいたい。ある期間を重点回収期間とするなど、図書館が利用がやや少なめな時とか年に1回くらいはしてもらいたいと思う。多かったら負担になるということとはよくわかる。

【事務局】

市外の人でも、在勤であれば借りられるので、対象となる可能性がある。

【川口委員】

亀山市に勤務している人なら、その勤務先に督促に行くことはできないのか。1回は行ってもらうような方法も残しておいてもらえるとよいと思う。除籍はするしかないなので、それが3年と言われたら、十分ではないかと思う。

【中川委員】

新図書館では、利用者の居住範囲を広げるということも検討されているとのことで滋賀の方まで広げるのであれば、大変だと思う。

【川口委員】

長期化して悪質なところだけ年に1回くらいは行けるような、行かなければいけないではなく、そういう所は残しておいてもよい

ような気がする。

基本は言われるとおり、郵送を何回した、電話を何回したという記録を残してもらえればよいと思う。

【田中委員】

学校の場合も同じようなのか。

【川口委員】

学校でも同じである。学校は割と早い段階で家庭訪問につなげることができるが、回収が難しいこともある。

【田中委員】

夏休みを挟むと転居することがあるので大変なのではないか。

【川口委員】

大変である。家庭によっては、理解してもらいにくいといったこともある。

【田中委員】

考え方が違ったりするので、理解を得ることは難しいことがあるかもしれない。

【川口委員】

前に在籍していた子どもが他の場所へ移動してまた戻ってくることがある。その時に、前に返すのを忘れていたとして本が戻った事例もある。悪質なものではないと思う。

学校では、1万円以上するような本を買うことはないので市立図書館で貴重な本を確信犯で持っていくようなことがあれば大変だと思う。

【中川委員】

貸出していくのはいずれ返すつもりの人で、本格的に自分のものにしてしまおうとする人は手続きなしで持って行ってしまう。

ICタグの部分だけ破ってしまうとかがある。

【事務局】

宇治市であった事件がそうで、勝手に無断持ち出しで大量廃棄していた案件である。性善説が成り立たなくなっている。

この延滞に関して、督促をするのに、メールや電話、郵送は対応ができるが、訪問となると相手の受け止め方によってはリスクを負うこともある。法律相談をしないといけませんが、税金や給食費、保育料の滞納と同じような対応をしていくのか制度的に考えないと図書館だけですべてを対応するには荷が重すぎるのではないかと考えている。ほんの一握りの者の対応のために、非常にたくさんの職員が動かなければならない状況を作っていく。かつそれがいろいろなりリスクを背負うということであれば、積極的に踏み出せない。明確なルール化の中で、悪質なものについては図書館だけの対応ではなくて、市全体の損失であるという認識のもとでどういう制度を作っていくかということも議論していく必要があると考えている。

基本としては、電話・郵送・メールが督促の手段になるかと思うが特殊事情を除けば、基本的には訪問は積極的には進めたくないというのが本音である。

【委員長】

難しい問題ではあるが、先ほどの意見も参考に対応基準を検討いただきたい。

(4) 健康増進法の一部改正に伴う喫煙場所の撤去について

【事務局】 これまでの喫煙場所と市の公園管理のあり方、今後の対応について説明

【委員長】 これは議論の余地はないと思う。整合性がとれるようにしてもらいたい。

6. その他

【事務局】 亀山市立図書館における警報発令時の臨時休館に関する基準（案）について、考え方を説明。

【事務局】 先日の台風6号の際に、土曜日であったがお客様から警戒レベル土砂で3と出ているが、17時の時点で警戒レベルが3とか4だった場合、図書館としてはあっさり17時で閉めるのか。自分たちを危険な外に追い出すのかどうなのかというご意見があった。今のところ、17時に閉館するのは基本であるので閉館する。ただその時点で帰っていただくのに危険だと判断した場合、教育委員会や防災担当に相談して継続開館をするかどうかを判断することになると思う。

【事務局】 判断に困るため、ある一定の基準を持っていたほうがよいと思うのと、警報が出ていても場所によって全然影響のない場合もあると思う。台風6号の時も400人を超える人が来館されている。ここは避難所ではないので、最寄りの避難所へ移動してくださいというのが一番適切な言い方であろうと思う。ただ、新図書館は駅前で鉄道が動かなくなった場合など、帰宅困難者が出る可能性がある。そういった場合の一時的な退避場所との想定をしている。ここで示している基準は現行館での基準となる。

【委員長】 ガイドラインを決めておくのはよいことである。

【事務局】 関図書館の開館に関しても、利用者と職員の安全のため心配がある。臨時休館の可能性があるというような文言にしていきたいと思っている。

11時55分 終了